

“希土類管理条例（コメント募集草案）”の解説（仮訳）

希土類の採掘・精錬・分離等の生産販売に関する秩序を法に則り、希土類資源を秩序正しく開発・利用し、希土類産業の質の高い発展を促進するため、工業情報化部は<<希土類管理条例（コメント募集草案）>>（以下<<条例>>と略称する）を起草した。これについて以下、説明する。

（１）立法の必要性

- ① 1つは、国家の利益と産業の安全を適切に保護する必要があるからです。希土類は重要な戦略資源であり、再生不可能な資源でもあります。我が国は希土類資源の大国であり、希土類の生産と利用において極めて重要な位置を占めています。速やかに<<条例>>を制定し、希土類管理上のさまざまな制度を法律上で明確することにより、我が国の国家利益と戦略的資源産業の安全を守るのに役立てる。
- ② 2つ目は、希土類の生産販売の秩序を規制する必要があるからです。現状において存在する、私的な違法採掘、破壊的な採掘、無計画及び計画外の生産、希土類製品の違法取引、生態環境の破壊、生産販売秩序の擾乱などの問題に対して、希土類産業チェーン全体をカバーする総合的な法規を策定し、産業管理を強化し、法に依って違法行為を調査及び処罰することが急務である。
- ③ 三つ目は、希土類管理システムの改善の必要性です。希土類産業は、採掘、精錬と分離、備蓄、製品流通、二次利用及び輸出入などの多くのチェーンをカバーしています。これには、工業情報化、自然資源、発展改革、商務、市場監督管理、税務、税関などの複数の部門が関係します。<<条例>>を制定し、法に則り職務分担を明確にし、緊密に連携する管理体制を構築する必要がある。

（２）立法の全体的な考え方

- ① 1つ目は、まず先に、保護優先を確実にすることです。希土類は、伝統的な産業を改造させ、新興産業の発展と国防科学技術産業の発展にとってかけがえのない重要性を持っており、特別な保護を与える必要があります。希土類の採掘と精錬・分離に対して、行政許可と事業（プロジェクト）承認を行います。
- ② 2つ目は、源流管理を堅持することです。希土類の採掘と製錬・分離に対して、それぞれの総量指標管理制度を確立します。
- ③ 3つ目は、業界チェーン全体の管理を堅持することです。希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、販売と流通などの各ステップは規則に従って実施されて、希土類産業の安全発展、グリーンな（環境に優しい）発展、持続可能な発展を確実にします。
- ④ 4つ目は、制度の連携を重視することです。鉱物資源管理、環境保護、企業投資プロジェクトの承認事案、輸出入管理などの法律・法規との連携を取ります。

(3) <<条例>>の主な内容

<<条例>>は、29条あり、その主な規定の内容は以下の通り：

① 希土類管理の責任分担を明確にする。

国務院は、希土類管理の調整システムを確立し、希土類管理の主要な方針を調査及び決定し、希土類管理における主要な問題の解決を調整する。県級以上の人民政府の工業情報化主管部門は、希土類産業の管理業務を担当し、発展改革、公安、財政、自然資源、生態環境、商務、緊急管理、国有資産、税関、税務、市場監督管理等の部門はそれぞれの職責範囲内で希土類管理に関する職務の責任を負う。（第3条）

② 希土類の採掘、製錬・分離に対する投資事業（プロジェクト）の承認制度を明確にする。

希土類の採掘事業または希土類の精錬・分離事業への建設投資は、<<企業投資事業の承認及び届出に関する管理条例>>の規定に基づく承認手続きを経なければならない。（第7条）

③ 希土類の採掘と精錬・分離の総量指標管理制度を確立する。

1) まず、国務院の工業情報化主管部門は、国務院の発展改革委員会、自然資源部等の部門とともに、希土類の採掘総量指標および希土類の製錬・分離総量指標を調整、決定し、国務院の承認後に社会に発表する。（第8条）。

2) 第二に、国務院の工業情報化部および自然資源部は、国務院によって承認された総量指標に基づき、関連する要因を総合的に考慮し、総量指標の使用方法を決定する。（第9条）

3) 第三に、希土類の採掘企業および希土類の精錬・分離企業は、国務院の工業情報化部、自然資源部が決定した総合指標使用方法に従って、希土類の採掘または精錬・分離を行う。（第10条）。

④ 希土類産業の全産業チェーンの管理を強化する。

1) 第一に、流通の観点から、組織又は個人であろうと、不法に採掘、精錬・分離された希土類製品を購入、販売してはならないことを規定した。（第11条）。

2) 第二に、総合利用の観点から、環境にやさしい技術やプロセスを利用して、希土類を含有する二次資源を回収・使用（リサイクル）することを奨励・支援し、総合利用企業が希土類を含む二次資源以外の希土類製品を原料として製錬・分離する生産活動を禁止する。（第12条）。

3) 第三に、製品のトレーサビリティ（遡及）管理です。国務院の工業情報化部は、国務院の自然資源、税関、税務等の部門と共に、希土類製品のトレーサビリティ情報システムを確立する。希土類の採掘企業、希土類の精錬・分離企業、希土類の金属精錬企業は、生産・販売データ及び梱包・伝票情報をトレーサビリティ情報システムに入力する必要がある。（第14条）。

4) 第四に、輸出入管理の観点から、希土類製品の輸出入企業は、外国貿易や輸出管理等の法規制を遵守することが規定されている（第15条）。

5) 第五に、国は希土類資源と希土類製品の戦略的備蓄を実施する（第16条）。

⑤ 監督と管理を強化する。

1) 1つ目は、日常の監督管理を強化する。県級以上の人民政府の工業情報化主管部門は、公安、自然資源、生態環境、商務、税関、市場監督、税務、緊急管理等の部門とともに、希土類の採掘、製錬・分離、金属製錬、総合利用等を行っている企業の監督・管理を、“双随机

一公開”（無作為抽出検査とその公開原則”：国务院総務局定義）の監督管理方針を採用して実施する。（第 17 条）。

- 2) 2 つ目は、監督管理部門に必要な監督手段を提供し、県級以上の地方人民政府の工業情報化主管部門が監督検査の実施中に違法行為の疑いを発見した場合、希土類関連製品および設備を押収し、希土類製品の製造または販売場所を行政的強制措置で封鎖できることを規定する。（第 18 条）

⑥ 法律責任を明確にする。

希土類の採掘、製錬・分離に関する総量指標に対する違反、希土類製品の違法売買、希土類製品のトレーサビリティ情報管理違反、備蓄希土類の不正使用、監視・検査への妨害等の違法行為に対して相応の法律責任を規定する。（第 20 条～第 27 条）。

以上

<以下、補足説明>

第 28 条[用語の解釈]これらの規則における以下の用語の意味が記載されています。:

- (1) 希土類とは、ランタン(La)、セリウム(Ce)、プラセオジウム(Pr)、ネオジウム(Nd)、プロメチウム(Pm)、サマリウム(Sm)、ユウロピウム(Eu)、ガドリニウム(Gd)、テルビウム(Tb)、ジスプロシウム(Dy)、ホルミウム(Ho)、エルビウム(Er)、ツリウム(Tm)、イッテルビウム(Yb)、ルテチウム(Lu)、スカンジウム(Sc)、イットリウム(Y)、(釧、銻、鉍、鉭、鉭、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷、釷)を含む 17 の元素の総称です。
- (2) 希土類の採掘とは、希土類鉱物製品を直接入手することを目的とした、削岩、発破、打ち抜き、または掘削の製造プロセスを指します。
- (3) 希土類の精錬・分離とは、希土類鉱物製品を精錬および分離した後に生成される、さまざまな単一または混合の希土類酸化物、塩、およびその他の化合物の製造プロセスを指します。
- (4) 希土類の金属製錬とは、1 つまたは複数の希土類酸化物を原料として使用し、熔融塩電解、金属熱還元、またはその他の方法で金属を製造する製造プロセスを指します。
- (5) 希土類鉱物製品とは、単一希土類化合物、混合希土類化合物、単一希土類金属、混合希土類金属などを含む希土類製品。